

令和 7 年第 3 回
大崎市議会定例会議案

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

大 崎 市

目 次

報告第	9 号	専決処分の報告について（公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……	1
報告第	10 号	専決処分の報告について（公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……	2
報告第	11 号	専決処分の報告について（公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……	3
報告第	12 号	専決処分の報告について（公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……	4
報告第	13 号	令和6年度大崎市水道事業会計継続費精算報告書……………	5
報告第	14 号	令和6年度大崎市健全化判断比率……………	6
報告第	15 号	令和6年度大崎市公営企業の資金不足比率……………	7
諮問第	7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	8
諮問第	8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	9
諮問第	9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	10
議案第	78 号	令和7年度大崎市一般会計補正予算（第5号） ……	11
議案第	79 号	令和7年度大崎市日本語学校事業特別会計補正予算（第1号） ……	16
議案第	80 号	令和7年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） ……	18
議案第	81 号	令和7年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ……	20
議案第	82 号	令和7年度大崎市介護保険特別会計補正予算(第1号)…	22

議案第	83号	大崎市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改 正する条例……………	24
議案第	84号	大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例……………	27
議案第	85号	大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条 例……………	30
議案第	86号	大崎市消防団条例の一部を改正する条例……………	31
議案第	87号	大崎市長寿社会対策基金条例を廃止する条例……………	32
議案第	88号	工事請負契約の変更契約の締結について……………	33
議案第	89号	工事請負契約の締結について……………	34
議案第	90号	和解及び損害賠償の額を定めることについて……………	35
議案第	91号	字の区域を新たに画することについて……………	36
議案第	92号	字の区域を変更することについて……………	43
議案第	93号	市道の路線の廃止及び認定について……………	46
議案第	94号	令和6年度大崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について……………	48
議案第	95号	令和6年度大崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算 認定について……………	49
議案第	96号	令和6年度大崎市水道事業会計決算認定について……………	50
議案第	97号	令和6年度大崎市下水道事業会計決算認定について……………	51
議案第	98号	令和6年度大崎市病院事業会計決算認定について……………	52

報告第 9 号

専決処分の報告について

令和 7 年 6 月 3 0 日，公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

岩手県奥州市内の個人

2 事故の概要

令和 7 年 5 月 5 日午後 0 時 3 0 分頃，大崎市三本木蟻ヶ袋字東地内の市道蟻ヶ袋線を走行中，側溝の接続マスを通過した際に，グレーチングが跳ね上がり，車両の左後方を損傷したものの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は，市道構造物の異変を見逃していた市の管理不備と，相手方の前方不注意によるものであり，市の過失割合は 5 0 パーセントとする。

4 損害賠償の額

5 3，1 6 9 円

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

報告第10号

専決処分の報告について

令和7年7月31日、公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

2 事故の概要

令和6年10月28日午後0時45分頃、大崎市古川湊尻字江合地内の市道新幹線西富永線を自転車で走行中、市道を横断する水路の蓋の隙間に前輪が挟まり転倒し、自転車及び口腔内外を損傷したものの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は、市道構造物の異変を見逃していた市の管理不備と、相手方の前方不注意によるものであり、市の過失割合は80パーセントとする。

4 損害賠償の額

48,892円

令和7年9月10日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

令和 7 年 8 月 1 2 日，公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

東松島市内の個人

2 事故の概要

令和 7 年 4 月 2 6 日午後 5 時 3 0 分頃，大崎市三本木伊場野字二軒屋敷地内の市道太夫沢穴の坊線を走行中，左前輪が舗装の破損箇所に入り，タイヤ及びホイールを損傷したものの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は，舗装の破損箇所を見逃していた市の管理不備と，相手方の前方不注意によるものであり，市の過失割合は 5 0 パーセントとする。

4 損害賠償の額

1 8 , 9 4 0 円

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

令和 7 年 8 月 1 2 日，公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

2 事故の概要

令和 7 年 4 月 2 6 日午後 6 時 4 5 分頃，大崎市三本木伊場野字二軒屋敷地内の市道太夫沢穴の坊線を走行中，左前輪が舗装の破損箇所に入り，タイヤ及びホイールを損傷したものの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は，舗装の破損箇所を見逃していた市の管理不備と，相手方の前方不注意によるものであり，市の過失割合は 5 0 パーセントとする。

4 損害賠償の額

4 2 , 2 1 3 円

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

令和6年度大崎市水道事業会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳		支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳		年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳	
					企 業 債	損益勘定留保資金		企 業 債	損益勘定留保資金		企 業 債	損益勘定留保資金
水道事業 資本的支出	建設改良費	三本木枝線管 路更新外工事 負担金	5	40,700,000	0	40,700,000	0	0	0	40,700,000	0	40,700,000
			6	15,836,000	0	15,836,000	48,417,418	0	48,417,418	△ 32,581,418	0	△ 32,581,418
			計	56,536,000	0	56,536,000	48,417,418	0	48,417,418	8,118,582	0	8,118,582

令和7年9月10日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

報告第 14 号

令和 6 年度大崎市健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和 6 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.52
連結実質赤字比率	—	16.52
実質公債費比率	7.9	25.0
将来負担比率	79.3	350.0

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

報告第 15 号

令和 6 年度大崎市公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計	令和 6 年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
宅地造成事業特別会計	—	
工業団地造成事業特別会計	—	

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

諮問第 7 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

諮問第 8 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

諮問第 9 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 78 号

令和 7 年度大崎市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度大崎市一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 504,012 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,580,135 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地 方 特 例 交 付 金		148,197	△11,146	137,051
	1 地 方 特 例 交 付 金	132,927	△12,329	120,598
	3 定 額 減 税 減 収 補 填 特 例 交 付 金	606	1,183	1,789
11 地 方 交 付 税		17,980,000	93,508	18,073,508
	1 地 方 交 付 税	17,980,000	93,508	18,073,508
15 国 庫 支 出 金		9,621,757	134,947	9,756,704
	2 国 庫 補 助 金	1,861,382	134,255	1,995,637
	3 委 託 金	92,948	692	93,640
16 県 支 出 金		4,366,140	22,155	4,388,295
	1 県 負 担 金	2,526,390	925	2,527,315
	2 県 補 助 金	1,581,722	19,931	1,601,653
	3 委 託 金	258,028	1,299	259,327
17 財 産 収 入		117,154	7,659	124,813
	2 財 産 売 払 収 入	28,251	7,659	35,910
18 寄 附 金		5,001	5,580	10,581
	1 寄 附 金	5,001	5,580	10,581
19 繰 入 金		2,898,390	25,468	2,923,858
	1 基 金 繰 入 金	2,898,390	△771	2,897,619
	2 特 別 会 計 繰 入 金	0	26,239	26,239
20 繰 越 金		400,000	176,910	576,910
	1 繰 越 金	400,000	176,910	576,910
21 諸 収 入		1,542,523	1,131	1,543,654
	4 雑 入	877,978	1,131	879,109
22 市 債		4,976,800	47,800	5,024,600
	1 市 債	4,976,800	47,800	5,024,600
補正されなかった款項に係る額		23,020,161		23,020,161
歳 入 合 計		65,076,123	504,012	65,580,135

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		6,815,500	32,420	6,847,920
	1 総 務 管 理 費	5,555,669	21,481	5,577,150
	2 徴 税 費	715,659	10,395	726,054
	3 戸籍住民基本台帳費	244,317	544	244,861
3 民 生 費		22,575,386	275,637	22,851,023
	1 社 会 福 祉 費	9,222,070	179,021	9,401,091
	2 児 童 福 祉 費	10,592,675	37,909	10,630,584
	3 生 活 保 護 費	2,753,380	58,707	2,812,087
4 衛 生 費		7,075,978	7,844	7,083,822
	1 保 健 衛 生 費	4,972,974	7,844	4,980,818
6 農 林 水 産 業 費		1,866,834	24,819	1,891,653
	1 農 業 費	1,728,529	24,819	1,753,348
7 商 工 費		1,699,050	7,423	1,706,473
	1 商 工 費	1,699,050	7,423	1,706,473
8 土 木 費		6,388,806	140,000	6,528,806
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,856,434	140,000	1,996,434
	4 都 市 計 画 費	3,096,541	0	3,096,541
	5 住 宅 費	315,294	0	315,294
10 教 育 費		6,209,295	15,869	6,225,164
	1 教 育 総 務 費	1,535,541	1,713	1,537,254
	2 小 学 校 費	528,154	0	528,154
	5 社 会 教 育 費	1,665,238	1,348	1,666,586
	6 保 健 体 育 費	2,022,012	12,808	2,034,820
補正されなかった款項に係る額		12,445,274		12,445,274
歳 出 合 計		65,076,123	504,012	65,580,135

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
おおさき日本語学校留学生奨学支援金 (令和 8 年 4 月期生)	自 令和 7 年度 至 令和 9 年度	74, 250
外国語指導助手派遣業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 1 0 年度	180, 180
大崎東学校給食センター調理等業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 1 3 年度	343, 200

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興施設整備事業	51,100	証書借入又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元金均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。	53,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
土地改良事業	51,000	同上	同上	同上	55,500	同上	同上	同上
道路新設改良事業	923,500	同上	同上	同上	931,600	同上	同上	同上
街路整備事業	74,400	同上	同上	同上	76,200	同上	同上	同上
住宅整備事業	29,100	同上	同上	同上	36,700	同上	同上	同上
小学校施設改修事業	6,800	同上	同上	同上	6,300	同上	同上	同上
体育施設整備事業	386,900	同上	同上	同上	410,900	同上	同上	同上

議案第 79 号

令和 7 年度大崎市日本語学校事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度大崎市日本語学校事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 449 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92, 163 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		39,975	△8,225	31,750
	1 使 用 料	39,525	△8,225	31,300
	2 手 数 料	450	0	450
2 繰 入 金		39,007	13,206	52,213
	1 他 会 計 繰 入 金	39,007	13,206	52,213
3 諸 収 入		10,732	△2,532	8,200
	1 雑 入	10,732	△2,532	8,200
補正されなかった款項に係る額		0		0
歳 入 合 計		89,714	2,449	92,163

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 日 本 語 学 校 費		88,714	2,449	91,163
	1 日 本 語 学 校 費	88,714	2,449	91,163
補正されなかった款項に係る額		1,000		1,000
歳 出 合 計		89,714	2,449	92,163

議案第 8 0 号

令和 7 年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度大崎市国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1， 7 6 4 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3， 6 4 0， 4 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 越 金		4,000	11,764	15,764
	1 繰 越 金	4,000	11,764	15,764
補正されなかった款項に係る額		13,624,717		13,624,717
歳 入 合 計		13,628,717	11,764	13,640,481

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸 支 出 金		17,611	11,764	29,375
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	17,611	2,013	19,624
	2 繰 出 金	0	9,751	9,751
補正されなかった款項に係る額		13,611,106		13,611,106
歳 出 合 計		13,628,717	11,764	13,640,481

議案第 8 1 号

令和 7 年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度大崎市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 0 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 9 7, 7 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		510	2,477	2,987
	1 繰 越 金	510	2,477	2,987
5 諸 収 入		2,451	1,218	3,669
	2 償 還 金 及 び 算 金 還 付 加 算	2,401	1,218	3,619
6 国 庫 支 出 金		0	4,400	4,400
	1 国 庫 補 助 金	0	4,400	4,400
補正されなかった款項に係る額		1,686,671		1,686,671
歳 入 合 計		1,689,632	8,095	1,697,727

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		22,343	4,400	26,743
	2 徴 収 費	8,538	4,400	12,938
3 諸 支 出 金		2,411	3,695	6,106
	1 償 還 金 及 び 算 金 還 付 加 算	2,411	1,218	3,629
	2 繰 出 金	0	2,477	2,477
補正されなかった款項に係る額		1,664,878		1,664,878
歳 出 合 計		1,689,632	8,095	1,697,727

議案第 8 2 号

令和 7 年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度大崎市介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 3, 3 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 9 5 1, 8 1 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支 払 基 金 交 付 金		3,639,718	13,540	3,653,258
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,639,718	13,540	3,653,258
7 繰 入 金		2,001,022	1,882	2,002,904
	1 他 会 計 繰 入 金	1,999,680	1,882	2,001,562
8 繰 越 金		2,000	37,951	39,951
	1 繰 越 金	2,000	37,951	39,951
補正されなかった款項に係る額		8,255,706		8,255,706
歳 入 合 計		13,898,446	53,373	13,951,819

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸 支 出 金		5,744	53,373	59,117
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,744	39,362	45,106
	2 繰 出 金	0	14,011	14,011
補正されなかった款項に係る額		13,892,702		13,892,702
歳 出 合 計		13,898,446	53,373	13,951,819

議案第 83 号

大崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年大崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

第 4 条第 2 項中「必要な限度で」の次に「，住民票関係情報及び住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）関係情報のほか」を加える。

別表第 1 中 18 の項を 19 の項とし，14 の項から 17 の項までを 1 項ずつ繰り下げ，13 の項の次に次の 1 項を加える。

14 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第 1 に次のように加える。

20 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

別表第 2 の右欄中「住民票関係情報」を削り，同表に次のように加える。

14 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管	1 の項から前項までに定める特定個人情報
-------	--------------------------	----------------------

	理に関する事務であって規則で定めるもの	
--	---------------------	--

別表第 3 の第 4 欄中

「

住民票関係情報
地方税関係情報
生活保護関係情報
住民票関係情報
地方税関係情報
住民票関係情報地方税関係情報
生活保護関係情報
児童扶養手当関係情報
国民健康保険関係情報
住民票関係情報地方税関係情報
生活保護関係情報
住民票関係情報
地方税関係情報
生活保護関係情報

を

」

「

住民票関係情報
地方税関係情報
生活保護関係情報
住登外者関係情報
住民票関係情報
地方税関係情報

に

住登外者関係情報
住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報 児童扶養手当関係情報 国民健康保険関係情報 住登外者関係情報
住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報 住登外者関係情報
住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報 住登外者関係情報

」

改め、同表に次のように加える。

6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者関係情報
---------	---	----	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月10日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 84 号

大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「(第 17 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 17 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、大崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 55 号）第 21 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - （3） 大崎市職員の育児休業等に関する条例第 21 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる

措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (１) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (２) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (３) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

令和７年９月１０日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 85 号

大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大崎市立学校の設置に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表大崎市立下伊場野小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 86 号

大崎市消防団条例の一部を改正する条例

大崎市消防団条例（平成 18 年大崎市条例第 270 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「2, 430 人」を「2, 064 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 87 号

大崎市長寿社会対策基金条例を廃止する条例

大崎市長寿社会対策基金条例（平成 18 年大崎市条例第 86 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 88 号

工事請負契約の変更契約の締結について

令和 6 年 12 月 16 日付けで議決を得た令和 6 年度市道下伊場野山王線橋梁上部工工事請負契約の一部を次のように変更し，契約を締結することについて，大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 70 号）第 2 条の規定により，議会の議決を求める。

原 契 約 金 額 178,200,000 円

変 更 契 約 金 額 18,506,400 円

変更後の契約金額 196,706,400 円

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 89 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 70 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的

大崎市市民プール大規模改修工事（建築）

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

280,830,000 円

4 契約の相手方

所在地 大崎市田尻沼部字新富岡 57 番地の 1

名 称 株式会社 藤山工務店

代表取締役 藤山 修一

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 90 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

2 事故の概要

令和 7 年 4 月 2 日午後 1 時 30 分頃、本市職員が運転する公用車が、大崎市鳴子温泉字湯元地内の相手方駐車場において後進した際、駐車場の柵及び建物に衝突し、損傷させたもの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は、本市職員の運転上の不注意によるものであり、市の過失割合は 100 パーセントとする。

4 損害賠償の額

1, 519, 571 円

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 9 1 号

字の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、
本市の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するものとする。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別紙

土地改良事業施行区域内

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
岩出山下野目字八幡	岩出山下野目 字新雨沼	66から88まで、117の1、117の2、118から125まで、125の1、126から130まで、131の1、131の2、132の1、132の2、133から139まで、143から148まで、150から158まで、159の1、160の1、161の1、162の1、163の1、164の1から164の3まで、165から183まで、187の2、188の2、190の2、192の2、194の2、200の2、202の3、211の2、212から217まで、218の2、219の2、220の2、220の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、並びに222に隣接する道路である公有地の全部
	岩出山下野目 字堂ノ口	163の1
	岩出山下野目 字窪川原	32の1に隣接する道路である公有地の全部
	岩出山下野目 字杉の下	1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5、6の1、6の2、7の1、7の2、8から26まで、27の2、27の4、27の5、27の6、28から66まで、67の1、67の2、68から101まで、102の1、102の2、118、120から144まで、145の1、145の2、146から154まで、155の1、155の2、173、174の1、174の2、175から197まで、198の1、198の2、199から203まで、204の1、204の2、205、206の1、206の2、207の1、207の2、208から214まで、215の1、215の2、216、217の1、217の2、218の1から218の3まで、219の1から219の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字新八幡田	15、16の1、16の2、17の1、17の2、18から25まで、26の1、26の2、29の3、30の2、30の3、31の1、31の2、32の1、32の2、33の1、33の2、34の1から34の3まで、35の1から35の3まで、36の1、36の2、37、38、39の1、39の2、40から51まで、52の1、52の2、53の1、53の2、54の1、54の2、55の1、55の2、56、57の1、57の2、58の1、58の2、59の1、59の2、60の1から60の3まで、61、62、63の1、63の2、64の1から64の3まで、65の1から65の3まで、66の1から66の3まで、67の1から67の3まで、76、77の1、77の2、78の1から78の3まで、79の1から79の5まで、80の1から80の3まで、81の1から81の3まで、82の1、82の2、83の1から83の5まで、84の1から84の4まで、85の1から85の3まで、86の1から86の3まで、87の1、87の2、88、88の1、88の2、89の1、89の2、90から95まで、100の1、100の2、101の1、101の2、102の1、102の2、103の1から103の3まで、104の1、104の2、105の1から105の3まで、106の1から106の3まで、107の1から107の3まで、108の1、108の2、109から118まで、119の1、119の2、120、121の1、121の2、148から156まで、157の1、157の2、177、178及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	岩出山下野目 字新小泉	2の1, 3の1, 4の1, 5の1, 6の1, 8から15まで, 16の1, 16の2, 17の2, 34の1, 35の1, 36の1, 37の1, 38の1, 39の1, 40の1, 41の1, 41の2, 42の1, 42の2, 43の1, 46から78まで, 79の1, 79の2, 80の1, 80の2, 81, 86から116まで, 121から145まで, 146の1から146の4まで, 147, 148, 157から165まで, 189から192まで, 194の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
岩出山下野目 字新白鳥	岩出山下野目字新沖	1から93まで, 94の1から94の4まで, 95, 96, 97の1, 97の2, 98から101まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	岩出山下野目字白鳥	20, 21, 22の2, 22の3, 23の2, 28から48まで, 56から71まで, 80, 81, 81の1, 82から88まで, 89の1, 89の2, 90から98まで, 101から177まで, 178の1, 178の2, 179の1, 179の3から179の5まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字新窪川原	1から62まで, 63の2, 68, 69, 75から86まで, 87の1から87の3まで, 88の1, 88の2, 89から92まで, 93の1, 93の2, 94, 98から100まで, 106の2, 107, 108, 110の2, 111, 112, 113の2, 114から117まで, 118の1, 119の1, 120から142まで, 143の1から143の3まで, 144から149まで, 150の2, 151から157まで, 159の2, 160の1, 160の2, 161から189まで, 190の1, 190の2, 191, 192の1から192の3まで, 193の1から193の3まで, 194の1, 194の2, 195の1, 195の2, 196の1, 196の2, 197の1, 197の2, 198の1, 198の2, 199の1, 199の2, 200の1, 200の2, 201の1, 201の2, 202の1, 202の2, 203の1, 203の2, 204の1, 204の2, 205の1, 205の2, 206の1, 206の2, 207の1, 207の2, 208の1, 208の2, 209の1から209の9まで, 210の1から210の3まで, 211から217まで, 218の1から218の4まで, 219の1から219の3まで, 220の1, 220の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに96の地先の道路, 水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字窪川原	105, 126に介在する水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	岩出山下野目 字新中泉	1から8まで、9の1、9の2、10から23まで、24の1、24の2、 25の1、25の3から25の5まで、26の1、26の4、27、28、 29の1、29の2、30の1、30の2、31の1、31の2、32の1、 32の2、33から45まで、46の2、47の2、48の2、49の2、 49の3、51の2、54の2、55の1から55の5まで、56の1から 56の3まで、57の1から57の3まで、58の1から58の3まで、59 の1から59の5まで、60の1から60の3まで、61の1から61の3ま で、62の1から62の3まで、63の1から63の3まで、64の1から 64の3まで、65の1から65の3まで、66の1から66の3まで、67 の1から67の3まで、68の1から68の3まで、69の1から69の3ま で、70の1、70の2、71の1、71の2、72の1から72の3まで、 73の1、73の2、74から86まで、87の1、87の2、88から93 まで、94の1、94の4、94の5、94の8、96の1、96の2、97、 98の1、98の2、99の1、99の2、100の1、100の2、101 の1、101の2、102の1から102の4まで、103の1、103の2、 104の1、104の2、105の1、105の2、106の1、106の2、 107の1、107の2、108の1、108の2、109の1、109の2、 110の1、110の2、111の1から111の4まで、113の1、 113の3、114の1、114の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、 水路である公有地の全部
	岩出山下野目字中泉	53の2
	岩出山下野目 字清水川	1の1、1の2、2の1、2の2、3の1から3の3まで、4の1から4の5 まで、5の1から5の3まで、6から10まで、10の1、11から17まで、 18の1、18の2、19の1、19の2、20の1、20の2、21から 40まで、41の1、41の2、42から62まで、63の1、64の1、 65の1、66の1から66の3、67の1、67の2、68の1、68の2、 69の1、69の2、70の1、70の2、71の1、71の2、72の1、 72の2、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、 76の1、76の2、77の1、77の2、78の1、78の2、79の1、 79の2、80の1、80の2、81の1、81の2、82の1、82の2、 83の1、83の2、84の1、84の2、85の1、85の2、86の1、 86の2、87の1、87の2、88の1、89の1、90の1、91の1、 92の1、93、94の1、95の1、96から99まで、100の1、 100の2、101の1、101の2、102、103の1、103の2、 104、105、106の1、106の2、107、108の1、108の2、 109、110の1、110の2、111から121まで、122の1、 123の1、124の1、125の1から125の5まで、126の1、 126の3から126の5まで、127の1、127の2、127の5から 127の10まで、128の1、128の3、128の5、128の6、 129、130の1、130の2、131、132の1、132の2、133、 134の1、134の2、135、136及びこれらの区域に隣接介在する道 路、水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	岩出山下野目 字新丸山	1から12まで、13の1、14の1、15の1、15の3、16の1、16の3、17から22まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部、並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字新池尻	1の1、2の1、3の1、4から18まで、19の1、19の3、20の1、20の2、21の1、21の2、22から32まで、33の1、33の3、34の1、34の2、35の1、35の2、36から46まで、48の1、48の3、49の1、49の2、50から66まで、67の2、72、74から97まで、98の2、99から189まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	岩出山下野目字川原	51に隣接する水路である公有地の全部
	岩出山下野目字池尻	170の1
	岩出山下野目 字新川原	1から17まで、27から30まで、34から40まで、50の2、50の3、51の2、52の2、53の3、56の2、57から60まで、63から72まで、74から76まで、104から118まで、119の1、119の2、120から125まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字西高畑	1、2、3の1、4の1、5の1、6の1、7の1、8の1、9の1、9の2、10の1から10の3まで、11の1、12の1、13の1、15の2、21から60まで、66から94まで、94の1、95から103まで、103の1、104から140まで、143から167まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字東高畑	1の1、1の2、2から9まで、18から28まで、32から42まで、43の1、43の2、44、45の1、45の2、46の1、46の2、47の1、47の2、65の1、65の2、66から87まで、88の1、89、89の1、89の2、90から92まで、93の1、93の2、94、95の1、95の2、96、97、98の2、99から102まで、103の2、105から112まで、114から120まで、123から125まで、132、133の1、133の2、134の1、134の2、136の2、139、140、147の2、148から163まで、164の1、164の2、165の1、165の2、166の1、166の2、167から182まで、183の1、183の2、184の1、184の2、185、186の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字川原東	1から27まで、29から35まで、36の2、37から102まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	岩出山下野目字大下	170の2
	岩出山下野目 字南川原	131の1、131の2、132、136

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	岩出山下野目 字新南川原	5から29まで、30の1、30の2、31の1、31の2、32、36から40まで、47から51まで、52の2、53、54の1、54の2、55の1、55の2、56から74まで、76の2、77から80まで、81の1、81の2、82の1、82の2、86から106まで、107の2、108から110まで、111の1、111の2、113の2、115の2、116の2、117の2、118の2、119の2、120の2、124から137まで、144の1、144の2、145の1、145の2、146から148まで、149の1、149の2、150、151の1、151の2、157の1、157の2、158、160の1、160の2、161の1、161の2、164、165、166の2、166の3、172から179まで、180の2、181の2、182から187まで、188の1、189の3、190の2、191の2、192の2、193の2、194の2、195の2、196の2、197の2、230、231及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	古川清水字成田鷺沼	1、2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
	古川清水 字成田上川原	268の1、268の2、269、270の地先の道路である公有地の全部
	古川清水 字成田上川原裏	1の2
岩出山下野目 字丸山館下	岩出山字丸山	62の2、74、75、76の1、77の1、78、79の1、79の3、81、82、83の1、84から87まで、88の2及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字上丸山	1から22まで、23の1、23の3、24の1、26の1、27の1、28の1、29の1、30の1、31の1、32の1、33の1、34、35、36の1、37の1、38の1、39の1、40の1、41の1、42の1、42の3、43、44及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	岩出山下野目字丸山	2、3の1、3の2、4、5の1から5の3まで、6の1、6の2、6の4から6の8まで、7の1、7の2、8の1、9から12まで、14、16から19まで、20の1、20の2、21、22、23の1から23の6まで、24の1から24の5まで、25の1から25の5まで、26、27の1から27の5まで、28の1から28の6まで、29の1から29の10まで、30の1、30の2、31の1、31の2、32から36まで、37の1から37の4まで、38の1から38の4まで、39から43まで、46の1、47、48の1、48の2、49の1、49の2、50の2、51の1、51の2、52の1、53の1、55、60の2、61の2、62の2、63の2、64の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字新丸山	40の1、41の1、42から47まで、47の1、48、49、50の1、50の2、51から64まで、65の1、65の2、65の5、65の6、66の2、69、70、70の1、71の1、71の4、72の1から72の3まで、73の1、74の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
岩出山下野目字薬師	岩出山下野目 字新土屋坂	1の1, 1の3, 2の1から2の3まで, 3から12まで, 13の1, 13の3, 14の1, 14の2, 15から36まで, 37の1, 37の2, 38の1, 39, 40の1, 41から65まで, 67から80まで, 82から94まで, 96の1, 96の2, 97から114まで, 115の1, 115の2, 116から142まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	岩出山下野目字泉山	182の2
	岩出山下野目 字新泉沢	1から53まで, 55から58まで, 59の1, 60から66まで, 69の2, 70, 71の1, 71の2, 72の1, 72の2, 73, 74, 75の1, 75の2, 76から80まで, 81の1, 81の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字新南川原	198から205まで, 208の1, 209の1, 209の2, 210の1, 210の2, 211の1, 212, 213, 214の1, 214の2, 215の1, 215の2, 216から218まで, 219の1及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部, 並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字泉川原	36の2, 37の3
岩出山下野目 字新後谷沢	岩出山下野目 字上後谷沢	12の1から12の3まで, 23の1から23の4まで, 25, 26の1から26の5まで, 27の1から27の5まで, 28, 29, 30の1から30の3まで, 32, 36から47まで, 48の1から48の3まで, 49から52まで, 53の1, 53の2, 57から59まで, 63から67まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部, 並びにこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	岩出山下野目 字下後谷沢	1の1, 2の1, 2の3, 3, 4, 6, 7の1, 7の3, 8から14まで, 15の1, 15の2, 16, 17の1, 17の2, 18から21まで, 22の1から22の4まで, 23から37まで, 39, 40の1, 40の2, 41, 42, 43の1, 43の2, 47の1, 47の2, 48, 49, 50の1, 51の1, 54の1から54の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	岩出山下野目字南原	48及び55の16, 69に隣接する道路である公有地の全部
	岩出山下野目字泉山	42の1, 43の1, 44, 45の7から45の10まで, 92から96までに隣接する道路である公有地の全部
	岩出山下野目字南山	175の92

議案第 92 号

字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、
本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更するものとする。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別紙

土地改良事業施行区域内

区域を変更する 字 名	左の区域に編入される区域	
	字 名	地 番
鹿島台船越字小原	鹿島台船越字阿久戸	368, 369の1の一部, 370から374までの各一部, 375の1の一部, 375の2, 376から384までの各一部, 385の1の一部, 385の2, 386の1の一部, 386の2, 387の1の一部, 387の2, 388の1の一部, 388の2の一部, 389の1, 389の2, 390の1, 390の2, 391の1, 391の2, 392の1, 392の2, 393の1, 393の2, 394の1, 394の2, 395から404まで, 405の1から405の3まで, 406の1, 407から412まで, 413の1, 413の2, 414の1, 414の2, 415の1, 415の2, 416の1, 416の2, 417の1, 417の2, 418の1, 418の2, 419の1, 419の2, 420の1, 420の2, 421の1, 421の2, 422の1, 422の2, 423の1, 423の3及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
鹿島台船越字田待	鹿島台船越字小原	1, 2の5, 3の1, 4の1, 5の1, 6, 7の1, 8から13まで, 14の1, 15の1, 16の1, 17の1, 18の1, 19の1, 20の1, 21の1, 22の1, 23から32まで, 33から37までの各一部, 38, 39, 40の1, 40の2, 41から45まで, 46の1, 46の2, 47の1, 47の2, 48の1, 49の1, 50の1の一部, 53の1の一部, 54から58までの各一部, 59, 60, 61から66までの各一部, 80の1の一部, 81の1の一部, 82の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	鹿島台船越字田待下	9の一部, 10の1の一部, 16の1の一部, 16の2, 17の1の一部, 17の2の一部, 18の1の一部, 25の1, 25の2の一部, 36の1から36の4までの各一部, 48の一部, 61の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	鹿島台船越字沖前田	64, 65の一部
鹿島台船越字田待下	鹿島台船越字小原	33から37までの各一部, 61から66までの各一部, 67の1, 67の2, 68から70まで, 71の1, 71の2, 72の1, 72の2, 73の1, 73の2, 74の1, 74の2, 75の1, 75の2, 76の1, 76の2, 77の1の一部, 77の2の一部, 78の1の一部, 79の1の一部, 80の1の一部, 81の1の一部, 111の2の一部, 111の3の一部, 112の1の一部, 112の3, 113の1の一部, 113の2, 114の1の一部, 114の2, 115の1の一部, 115の2, 116の1の一部, 116の2, 117の1から117の3まで, 118の1の一部, 118の2, 118の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	鹿島台船越字阿久戸	96の1, 96の3, 97の1, 97の4, 98の1, 99の1, 100の1, 100の3, 101の1, 101の2, 128から131まで, 132の1, 133の1, 134の1, 135の1, 138の1, 139の1, 140の1, 141, 142, 143の1, 143の2, 144から146まで, 147の1, 147の2, 172から179まで, 180の1から180の3まで, 181の1, 182の1, 193から196まで, 360, 361, 362の1, 362の2, 363, 364, 365の1, 365の2, 366, 367, 369の1の一部, 369の2, 370から374までの各一部, 375の1の一部, 376から384までの各一部, 385の1の一部, 386の1の一部, 387の1の一部, 388の1の一部, 388の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

区域を変更する 字 名	左の区域に編入される区域	
	字 名	地 番
	鹿島台船越字田待	9 の 1 の一部, 9 の 2 の一部, 1 0 から 1 2 まで, 4 3 の一部, 4 4 の 1 から 4 4 の 3 まで, 4 5 の 1 から 4 5 の 3 までの各一部, 4 6 の 1 の一部, 4 9 の一部, 8 5 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	鹿島台船越字沖前田	6 5 の一部
鹿島台船越字長柳下	鹿島台船越 字新五輪崎	1 3 4
	鹿島台船越字沖前田	鹿島台船越字新五輪崎 1 3 3 に隣接する鹿島台船越字沖前田の道路, 水路である公有地の全部
	松山長尾字新五輪崎	4 8 1

議案第 9 3 号

市道の路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により，市道の路線を次のとおり廃止し，及び認定したいので，同法第 1 0 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により，議会の議決を求める。

1 路線の廃止

番号	路 線 名	起 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
1	福芦住宅団地線	鹿島台木間塚字福芦地内	1, 809. 1	3. 5～ 8. 2
		鹿島台木間塚字福芦地内		
2	福芦東西 1 号線	鹿島台木間塚字福芦 253-1	227. 3	1. 8～ 3. 7
		鹿島台木間塚字福芦 244-1		

2 路線の認定

番号	路 線 名	起 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
1	鹿島台駅東東西線	鹿島台木間塚字福芦 263-4	433. 0	14. 0～ 39. 0
		鹿島台木間塚字福芦 244-1		
2	福芦住宅団地 1 号線	鹿島台木間塚字福芦 359-1	202. 0	4. 0～ 8. 0
		鹿島台木間塚字福芦 464-33		
3	福芦住宅団地 2 号線	鹿島台木間塚字福芦 464-11	202. 0	6. 0～ 10. 0
		鹿島台木間塚字福芦 464-1		
4	福芦住宅団地 3 号線	鹿島台木間塚字福芦 674-12	345. 0	4. 0～ 6. 0
		鹿島台木間塚字福芦 359-4		

番号	路線名	起 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
5	福芦住宅団地4号線	鹿島台木間塚字福芦464-23	159.0	4.0～ 8.0
		鹿島台木間塚字福芦674-1		
6	福芦住宅団地5号線	鹿島台木間塚字福芦464-25	159.0	4.0～ 8.0
		鹿島台木間塚字福芦674-4		
7	福芦住宅団地6号線	鹿島台木間塚字福芦464-5	159.0	4.0～ 8.0
		鹿島台木間塚字福芦674-6		
8	福芦住宅団地7号線	鹿島台木間塚字福芦464-27	159.0	4.0～ 8.0
		鹿島台木間塚字福芦674-8		
9	福芦住宅団地8号線	鹿島台木間塚字福芦464-29	159.0	4.0～ 8.0
		鹿島台木間塚字福芦674-10		

令和7年9月10日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 94 号

令和 6 年度大崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度大崎市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 298, 160, 200 円のうち, 5, 888, 523 円を資本金に組み入れ, 残余を繰り越すものとする。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 95 号

令和 6 年度大崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により，
令和 6 年度大崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について，別冊のと
おり，議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 96 号

令和 6 年度大崎市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，令和 6 年度大崎市水道事業会計決算について，別冊のとおり，議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 97 号

令和 6 年度大崎市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，令和 6 年度大崎市下水道事業会計決算について，別冊のとおり，議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 98 号

令和 6 年度大崎市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により，令和 6 年度大崎市病院事業会計決算について，別冊のとおり，議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志